

東北地方太平洋沖地震

基幹労連中央災害対策本部ニュース <第 4 号>

2011年3月25日(金)

ご安全に！被災された多くの皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

◆現在の被災状況

現在掌握できている人的被害状況は次のとおりです。

24日現在 組合員：死亡 8名、安否未確認 4名
家族：死亡37名、安否未確認 77世帯
(未だ安否確認ができていない組織もあります)

◆支援カンパのお願い

カンパ活動にご協力を頂き、誠にありがとうございます。第一次集約を4月15日としています。引き続きご協力頂きますよう重ねてお願いします。家屋の損壊等も含め全体の被災状況を見ながら、被災者を中心に支援させていただきます。25万5千人の助け合いをぜひ！

◆雇用調整助成金の支給要件が緩和されました！

東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても制度を利用できます。より迅速に支援できるよう、支給要件が緩和されました。

※ただし、東北地方太平洋沖地震を直接的な理由（避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。（雇調金の対象となるよう基幹労連として政府・民主党へ強く要請しています…次頁参照）

<具体的な活用事例>

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。

※既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。

<緩和された支給要件>

- 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

※6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、事前に届け出たものとして取り扱います。

◆連合・組織内議員を通じて政府・民主党へ要請

基幹労連は、連合および組織内議員を通じて政府・民主党に対して次の内容を要請しました。

<東北地方太平洋沖地震に関する要請>

1. 正確かつスピーディーな情報開示

福島第一原子力発電所の現状や対応について、正確かつスピーディーな情報開示。また情報開示にあたっての窓口の一本化。

2. 新たな計画停電手法の検討・導入

現状の対応では、連続稼働が必要な産業・事業に大きな影響を及ぼす。生産性等に影響が極力少ない新たな手法の検討・導入。

3. ボランティア参加時の経営団体への協力要請

連合等が主催するボランティアに参加する職員への経営側の理解と支援について、政府・連合からの経営団体への協力要請。

4. ガソリンスタンドの営業再開支援

ガソリンスタンドの多くが被災し営業出来ない状況である。営業再開のための設備回復支援もしくは新たな対策の検討実施。

5. 雇用調整助成金制度の改正

- ・期間延長 復旧・復興に伴う休業は長期間に及ぶことが予測されている。現在の雇用調整助成金の支給日数限度が3年間(300日)となっており、リーマンショック以後、既に適用事業所となっている企業も多く、適用事由を別枠として取り扱う対応や期間延長等の検討。
- ・上限金額 休業補償金額上限のアップ。

6. 復旧支援強化

(災害復旧関係)

- ・土砂の排出など復旧作業時の公的支援。
- ・建設機械など各種設備・機械保守・メンテナンスを目的としたサービスカーに対する、緊急自動車に準ずる取り扱い拡大(緊急避難経路の通行・優先的な燃料給油)。

(税制関係)

- ・被災損失の繰り戻し還付(3月末までの費用計算が不可能であるために、遡及しての損金参入が出来るように)。
- ・固定資産税(法人・個人)および法人税等の租税の減・免税など。

7. 被災者支援への個別支援拡大

(住宅関係)

- ・避難所に入っていない自宅避難者への支援方策の検討と実施。
- ・仮設住宅の早急な設置。
- ・仮設住宅設置までの第2次避難場所の確保。
- ・新たに住宅を建てる場合の「居住安定支援制度」の支給限度額の拡充(現状200万円)と要件緩和。

(自動車等、交通手段関係)

- ・新たに自動車を所有する場合の登録税免除などの対応。
- ・個人所有分である被災した自動車など処理の手続き簡素化。
- ・自動車が不可欠な地域であるが、その自動車が被災。そのために日常生活や勤務先まで交通手段がない。公共交通機関など従来運行していない経路・地域での臨時的な運行。

以上

◆震災に関するワークルール等についての問合せ

震災に関するワークルールについて、疑問や困ったことがある場合は、ぜひ産別本部にご連絡ください。また連合や厚生労働省のホームページにもQ&Aが掲載されていますのでご参照ください。

連合ホームページ

震災関連ワークルールQ&A <http://www.jtuc-rengo.or.jp/saigai/qa.html>

(一部抜粋)

- Q1** 今回の地震により組合員が工場で作業中に怪我した場合、労災保険給付の適用はありますか？
- Q2** 直接的には被災していませんが、計画停電が実施されたため事業場が休業した場合、賃金等の取扱はどうすべきでしょうか？
- Q3** 計画停電により交通機関が大混乱したため、会社から自宅待機を命じられました。この場合、賃金の取扱いはどうすべきでしょうか？

厚生労働省ホームページ

労働基準法に関するQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fyy.pdf>

労災保険Q&A

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015vli-img/2r9852000001653g.pdf>

◆東北4県本部へ本部より激励訪問します

3月30日～31日、青森県、岩手県、宮城県、福島県へ本部役員が手分けをして激励に入ります。(詳細は今後のニュースで報告します)

◆“買い占めしない”にご協力を！

被災地に物資が届かないとの悲鳴があがっています。ガソリン、水、米、乾電池、防災グッズなどを必要以上に買い占めしないよう、ご理解・ご協力をお願いします。

以上

<基幹労連本部連絡先> 電話 03-3555-0401(土日・祝日も対応)

夜間(携帯電話) 080-1126-4134

※計画停電の影響で電話やメールがつながりにくい場合が想定されます。

基幹労連中央災害対策本部ニュース⇒ www.kikan-roren.or.jp